

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会のご案内

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会は、昭和58年4月に、労働安全衛生法に基づき設立された団体で、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの品位の保持とコンサルタント業務の進歩改善、資質の向上を通じて労働者の安全衛生水準の向上に寄与することを目的としています。

会員数は約2,500名で、47都道府県ごとに支部があります。入会は任意です。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会の主な活動

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会では、研修会の開催、安全衛生の最新情報の提供、診断技術の向上支援などの活動を行っています。

こうした活動を通して、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの皆さまの安全衛生の専門知識やコンサルティング力の維持向上などを支援しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5階

<http://www.jashcon.or.jp/>

日本労働安全衛生コンサルタント会

検索

<ご参考>

労働安全衛生法 第87条

(日本労働安全衛生コンサルタント会)

第87条 その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いる一般社団法人は、コンサルタントを社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国のコンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

- 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。
- 3 第1項の一般社団法人（以下「コンサルタント会」という。）は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 コンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。
- 5 厚生労働大臣は、コンサルタント会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルタント会の財産の状況を検査し、又はコンサルタント会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- 6 コンサルタント会以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いてはならない。



厚生労働省 労働基準局安全衛生部計画課

お問い合わせ先：電話番号 03-5253-1111（内線番号 5549）